

船橋市物価高騰対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、種苗や肥料、資材などの価格高騰を受け、農業経営が圧迫されている市内農業経営体又は市内認定新規就農者に対し、予算の範囲内において、物価高騰対策助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、農業経営の支援をすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業経営体 農業収入が50万円以上の農業者をいう。
- (2) 認定新規就農者 青年等就農計画の認定を市町村から受けた者をいう。
- (3) 段ボール等出荷に係る資材費 出荷に使用する段ボール等の資材及び市場出荷に用いる貸コンテナに係る費用をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する農業経営体又は認定新規就農者
 - ア 市内に居住し、所得税において農業所得の確定申告を行っている個人
 - イ 市内に本店を有し、農業等を事業目的としている法人
- (2) 今後も営農を継続する意思があること。
- (3) その他市長が適当であると認める者。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は助成金の交付対象としない。

- (1) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他市長が適当でないと認める者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は次に掲げるとおりとし、種苗費、肥料費、諸材料費及び段ボール等出荷に係る資材費の合計額は100万円を上限として、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 種苗費に対する助成金は、令和 7 年所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは令和 8 年 3 月 31 日以前に終了した最新の事業年度決算書における種苗費に 12 % を乗じて得た額とする。
- (2) 肥料費に対する助成金は、令和 7 年所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは令和 8 年 3 月 31 日以前に終了した最新の事業年度決算書における肥料費に補助額 11.5 % を乗じて得た額とする。
- (3) 諸材料費に対する助成金は、令和 7 年所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは令和 8 年 3 月 31 日以前に終了した最新の事業年度決算書における諸材料費に 17 % を乗じて得た額とする。
- (4) 段ボール等出荷に係る資材費に対する助成金は、令和 7 年所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは令和 8 年 3 月 31 日以前に終了した最新の事業年度決算書における荷造運賃手数料の算出根拠とした段ボール等出荷に係る資材費に 17 % を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、船橋市物価高騰対策助成金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和 7 年の所得税確定申告に係る収支内訳書若しくは青色申告決算書の写し又は令和 8 年 3 月 31 日以前に終了した最新の事業年度決算書の写し。
(種苗費、肥料費及び諸材料費の確認ができるもの)
- (2) 段ボール等出荷に係る資材費に対する助成金の交付を受けようとするものは、段ボール等出荷に係る資材費の購入が確認できるもの
- (3) 助成金を振り込む金融機関の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請があった時は、速やかにその内容を審査したうえで交付の可否を決定し、その旨を船橋市物価高騰対策助成金交付可否決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知する。

(交付決定の取消)

第 7 条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、船橋市物価高騰対策助成金交付決定取消通知書（第 3 号様式）により助成金の交付決定取消を通知し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を船橋市物価高騰対策助成金返還命令書（第 4 号様式）により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金を受けたとき。
- (2) 交付を受けた助成金を目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年10月6日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式

船橋市物価高騰対策助成金交付申請書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

(申請者) ※原則、申請者と税務申告者は同じ

〒

所在地： 船橋市

申請者名： 印

連絡先：

船橋市物価高騰対策助成金の交付について、下記事項に虚偽が無いことを誓約のうえ申請します。

記

1 交付申請額

① 所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは令和8年3月31日以前に終了した最新の事業年度決算書における種苗費								円
② 種苗費に係る助成金の額 (①×0.12) ※千円未満切り捨て					0	0	0	円
③ 所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは令和8年3月31日以前に終了した最新の事業年度決算書における肥料費								円
④ 肥料費に係る助成金の額 (③×0.115) ※千円未満切り捨て					0	0	0	円
⑤ 所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは令和8年3月31日以前に終了した最新の事業年度決算書における諸材料費								円
⑥ 諸材料費に係る助成金の額 (⑤×0.17) ※千円未満切り捨て					0	0	0	円
⑦ 荷造運賃手数料の算出根拠とした段ボール等出荷に係る資材費								円
⑧ 段ボール費等出荷に係る助成金の額 (⑦×0.17) ※千円未満切り捨て					0	0	0	円
交付申請額 (②+④+⑥+⑧) ※上限100万円					0	0	0	円

2 振込先口座

金融機関名		金融機関コード(4ケタ)				
支店名		支店コード(3ケタ)				
預金種目						
口座番号 (7ケタ)						
口座名義人						
口座名義人 (カナ)						

口座名義は、申請者と同一の名義としてください。事情により申請者と同一名義の口座に出来ない場合は、5の欄の記入のうえ、代表者印を押印した委任状を添付してください。

3 添付書類

- 令和7年所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書の写し若しくは令和8年3月31日以前に終了した最新の事業年度決算書の写し
- 段ボール等出荷に係る資材費の購入が確認できるもの
- 振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、名義人が確認できるもの）

4 誓約・同意事項

- ☐ 申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ☐ 今後も継続して、市内で営農を行う意思があります。
- ☐ 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体ではありません。
- ☐ 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有す者ではありません。
- ☐ 本申請書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関で共有することを承諾します。

【段ボール費等の助成金を申請する場合】

- ☐ 段ボール等出荷に係る資材費は種苗費・肥料費・諸材料費には計上していません。

5 申請者と税務申告者又は振込先口座の名義人が同一でない場合はその理由、その他申請に関する補足

--

第2号様式

船橋市物価高騰対策助成金交付可否決定通知書

号
年 月 日

様

船橋市長

申請のあった船橋市物価高騰対策助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付金額 円

2 交付しません。

理由

第3号様式

船橋市物価高騰対策助成金交付決定取消通知書

号
年 月 日

様

船 橋 市 長

年 月 日付けの船橋市物価高騰対策助成金の交付決定については、
下記理由により取り消しましたので、船橋市物価高騰対策助成金交付要綱第7
条の規定により通知します。

記

取消しの理由

第 4 号様式

船橋市物価高騰対策助成金返還命令書

号
年 月 日

様

船 橋 市 長

船橋市物価高騰対策助成金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり助成金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号
助成年度			
交付決定額	円		
既交付額	年 月 日 交付 _____ 円		
	計 _____ 円		